

○中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月十四日法律第五十六号）（抄）
附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。